

肥料価格高騰対策事業の参加農業者の皆様へ 化学肥料低減に向けた取組メニューの 実施報告が必要です！



本事業の申請を行ったすべての方は、申請時に提出した「化学肥料低減計画書」にもとづいて、令和4年度または令和5年度に化学肥料の使用量低減に向けた取組みを実施したことを報告していただく必要があります。



今回実施報告が必要な方

令和4年秋肥の申請を行っていただいたすべての方が対象です。

※令和5年春肥の申請を行っていただいた方の実施報告は令和6年9月頃を予定しています。

提出していただく書類等

次のものをご準備・ご提出ください。

① 化学肥料低減実施報告書

※申請時に提出いただいた計画書にもとづき、化学肥料低減に向け実施していただいた取組みを報告していただきます。

② 化学肥料使用量低減の取組みを実施したことが確認できる書類 (土壌診断結果、施肥設計書、栽培記録、作業日報、作業時の写真 など)

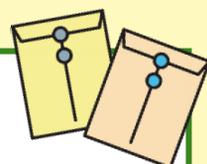
※提出書類等は農業者の皆様で5年間保管いただきますようお願いいたします。

報告方法・締切

・当JAを通じて申請を行っていただいた方はお近くのJAにご相談ください。

※当JA以外から申請を行った方は、申請を行った肥料販売店等にお問い合わせください。

・報告の締切は11月30日(木)です。
報告忘れのないようご注意ください。





農業者の皆様にご用意いただくもの



◆化学肥料低減実施報告書

様式第6号

農協使用欄
No.

化学肥料低減実施報告書

計画提出時に作成した「化学肥料低減計画書」をもとに作付概要を記入

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	× × ×
〇〇〇	× × ×
その他	× × ×
計	× × ×

氏名(法人・組織名)
住所
電話番号

秋用肥料 春用肥料
○

注:該当するものいづれかに○を付けること

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
2. 「今後の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(◎)で記入を含むようにしてください。

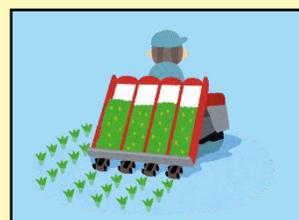
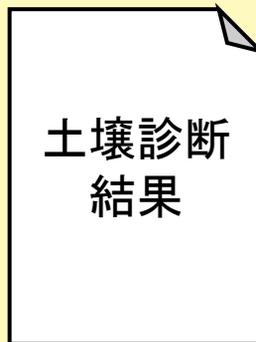
取組メニュー	令和4年度又は令和5年度の取組	今後の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など有機質肥料の利用		
キ 緑肥作物の利用		
ク ケ 肥料施用量の低減(減量)		
コ 低成分肥料(低濃度肥料)の利用		
サ 可変施肥機の利用		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		
総取組面積	20 ha	25 ha

計画提出時に作成した「化学肥料低減計画書」をもとに令和4年度、5年度の間で取組んだものに「○」を記入してください。

今後の取組欄には、本対策の対象期間後に農業者が化学肥料の使用低減に取り組む意向を記入してください。

(注) ・実施報告書は秋用肥料と春用肥料に分けて提出すること。
・実施報告書には、上記の取組(令和4年度又は令和5年度の取組)を実施したことが確認できる書類を添付すること。万が一、添付書類の提出が期日までに間に合わない場合は、取組を完了次第、提出すること。

◆化学肥料使用量低減の取組みを実施したことが確認できる書類(例)



作業時の写真

など

※必要な確認書類は取組メニューにより異なります。詳しくは最寄りのJAにお問い合わせください。

注意事項

- ・今回の実施報告は令和4年秋肥申請分のみとなります。令和5年春肥申請分の実施報告は令和6年9月頃を予定しておりますので、詳細が決まり次第ご連絡いたします。
- ・当JA以外で申請を行った方の実施報告を受け付けることはできませんので、申請を行った肥料販売店等にお問い合わせください。
- ・実施報告を行っていただかない場合や、化学肥料使用低減に向けた取組みを実施されなかった場合は、支援金の返還対象となりますのでご注意ください。
※化学肥料使用低減の取組みを実施され、結果として化学肥料の使用量低減に繋がらなかった場合は支援金返還の対象とはなりません。

＜お問い合わせ先＞

お近くの JA鈴鹿 各支店 へお問い合わせください。